

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第39号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年鳥取市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2の29の部中「支給」の次に「又は地域生活支援事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。